

報道発表資料の配付日時 6月21日(水) 10時00分

発表項目 (行事名)	(社福)あすなる福祉会に対する監査結果等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>21日に常任(保健福祉)委員会で報告する監査結果について、別紙のとおり報告資料を予定しておりますのでお知らせします。</p> <p>また、あわせて14時から道庁2階 記者会見室で記者レクチャーが行われます。</p> <p>[21日のスケジュール]</p> <p>(1) 10:00 常任(保健福祉)委員会で監査結果を報告</p> <p>(2) 14:00 記者レクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所：道庁2階 記者会見室 ・道 側：保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課長 徳田 泰則 高齢者保健福祉課 介護運営担当課長 佐々木 徳則 <p>① 「施設における虐待防止に向けた実態調査及び施設従事者実態調査」結果について</p> <p>② 「共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査」結果について</p> <p>③ (社福)あすなる福祉会への監査結果について</p> <p><u>※詳細はこちらで説明されます。</u></p>		
参 考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 利用者への過度の取材はご遠慮ください。</p> <p>○ 報道にあたっては、個人が特定されないようご留意願います。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	

担 当 (連絡先)	<p>北海道檜山振興局保健環境部社会福祉課長 小野寺 譲</p> <p>TEL 0139-52-1274 (ダイヤルイン) 内線: 3800</p>		
--------------	--	--	--

社会福祉法人あすなろ福祉会への監査について

1 事案の概要

- 昨年12月18日、江差町の社会福祉法人あすなろ福祉会が運営するグループホームに入居する知的障害があるカップルらが結婚や同居を希望する場合、避妊処置を条件化し、8組16人が応じていたとの報道。
- 道では、直ちに法人理事等への聴き取りを実施し、12月26日(月)からは障害者総合支援法に基づく監査を開始。

2 監査の状況

(1) 監査内容

- 法人役員やグループホーム等の職員（元職員含む）、避妊処置を受けたとされる当事者及び聴取に了解いただいた保護者などから聴き取りを実施。
- 当事者の方々に関わる相談記録や個別支援計画などの書類について確認。

〈聴取対象者〉

当事者	保護者等	事業所		計
		法人役員	事業所職員（元職員含む）	
20人 ※1 (10組)	10人 ※2 (7組)	8人 (理事長・理事)	19人 (職員15・元職員4)	57人 ※3

※1 当初8組16人と報道されたが、監査を通じて把握した2組を含め、聴取対象者を20人とした。

※2 死亡、連絡先不明を除き、当事者及び保護者本人が聴取に了解した方。

※3 当事者1人死亡のため、実際の聴取実施数は56人（当事者19人）。

(2) 避妊処置の状況（聴取対象とした当事者20人の状況）

- 聴き取りや関係書類により、避妊処置の有無やその時期を確認。

項目	処置あり	処置なし	処置不明	合計
人数	13人	5人	2人	20人
～H17※	5人	3人	2人	10人
H18～	8人	2人	0人	10人

※ 監査の根拠法である現行の障害者総合支援法（旧名称：障害者自立支援法）の適用日（H18.4.1）以前の処置

(3) 福祉サービス事業者が従わなければならない基準（指定基準）への適否の確認

① 福祉サービスの提供拒否をしないこと

- ・ グループホーム入居の条件として避妊処置を求めた事実は確認されなかった。
- ・ 避妊処置を行っていないカップルも、グループホームに同居していることが確認された。

② 利用者の意思及び人格を尊重した福祉サービスの提供に努めること

- ・ 聴き取り結果から、長期間にわたる交際期間において、当事者は、事業者や保護者等に相談したり、同居後の生活について考えた上で、自らの意思で避妊処置を行うか否かを決めており、避妊処置を強制するなど利用者の意思及び人格の尊重に反する事実は確認されなかったものの、利用者の意思決定支援への配慮が十分ではない例もあった。

③ 利用者に対して適切な相談対応や援助を行うこと

- ・ 結婚や同居など利用者が日常生活や社会生活を営む上で重要な意思決定の場面において、最終的に当事者の意思で処置を決めたことが聴き取りにおいて確認されたが、提出のあった保存期間内の資料において、利用者の心身の状況や、交際や結婚、同居に係る利用者からの相談内容や事業者の説明内容などの記録がないものがあった。

3 監査結果

(1) 適用期間

- 監査の根拠法である現行の障害者総合支援法の適用日（平成18年4月1日）以降（以下「適用期間」という。）に生じた事実に基づき、指定基準への適否について確認し行政上の措置を行った。

(2) 行政上の措置の概要

- 適用期間内において、避妊処置の強制など利用者の意思及び人格の尊重に反する事実は確認されなかったが、利用者の意思決定支援への十分な配慮や、相談対応や本人の意思決定支援に関する記録がないなど改善が必要な事項が認められたことから、令和5年6月21日付けで文書指導を行った。

(3) 指導事項

- 常に利用者の心身の状況等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うことができるよう、結婚や同居など利用者が日常生活や社会生活を営む上で重要な場面においては、利用者の意思決定支援への十分な配慮を行うとともに、相談対応の経過や利用者の心身の状況について適切に記録すること。また、意思決定支援を行うための体制整備や研修などを実施し、地域における関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向に応じたサービスが提供できるよう、より一層努めること。